

議案第89号
令和4年度宝塚市一般会計補正予算（第5号）

資料1(17) 弁護士報酬等争訟費用保険金の概要について

1 概要

訴訟・調停事件などにおける、代理人弁護士に対する報酬等の争訟費用に対して、全国市長会の学校賠償責任保険が適用されたため、歳入予算を補正するもの。

2 補正金額

550,000円（税込）（275,000円×2）

市が支払った着手金及び報酬に対し、それぞれ275,000円の合計550,000円が保険金として市に補填されます。

3 経緯

伊丹簡易裁判所令和2年（ノ）第27号損害賠償請求調停事件及び伊丹簡易裁判所令和3年（ノ）第38号損害賠償請求調停事件について、令和4年4月25日付で民事調停法第17条による決定が裁判所から示され、同内容を受け入れることについて申立人・相手方ともに異議申立てが無かったことにより、当該決定が同年5月12日に確定し、同月31日に市から申立人へ賠償金を支払いました。

なお、上記の異議申立てを行わないことについては同月11日付で市長専決処分を行い、令和4年第2回市議会において議案として報告し、同月20日付で承認をいただいています。

事件終結後、代理人弁護士へ報酬を支払い、同年8月2日付で損害保険ジャパン株式会社に保険金の請求を行ったため、歳入予算の補正を行います。

4 調停事件について

市立中学校に在籍していた申立人は、平成29年（2017年）1月5日、申立人の所属するサッカー部の部活動中に、強風により転倒した移動式ベンチ屋根の下敷きとなりました。その直後、申立人を救助するため、同部活動を指導していた教員の指示で、同教員及び生徒数名が移動式ベンチ屋根を持ち上げて移動させようとしたところ、重さに耐えきれずこれを申立人の左足首付近に落としました。

これらの事故により、申立人は左足を負傷したほか、同年6月には心的外傷後ストレス障害であるとの診断を受けたことから、宝塚市、公益財団法人宝塚市スポーツ振興公社等に損害賠償金として支払いを求めたものです。